

個人情報保護規定

(目的)

第1条 この規程は、日本自殺総合対策学会（以下「学会」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学会の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(個人情報保護管理者)

第3条 学会に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）1名を置き、理事のうち1名を充てる。

2 保護管理者は、学会における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(監査責任者)

第4条 学会に、個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）1名を置き、監事をもって充てる。

(研修)

第5条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役員、事務局員及び大会事務局員（以下「役職員」という。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

(職員の責務)

第6条 役職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、保護管理者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第7条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の役職員に限るものとする。

2 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならない。

3 役職員は、権限を識別するためのID及びパスワード等について適切に取り扱わなけれ

ばならない。

(媒体の管理等)

第8条 役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第9条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（パソコン内のハードディスクを含む。）が不要となった場合には、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第10条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第11条 役職員は、保有個人情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(コンピュータウイルスによる漏えい等の防止)

第12条 役職員は、コンピュータウイルス等による保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

(バックアップ)

第13条 役職員は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(パソコンの限定)

第14条 役職員は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行うパソコンを限定するために必要な措置を講ずるものとする。

2 役職員は、保護管理者の許可を得ずに、パソコンを外部に持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第15条 役職員は、パソコンの使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、離席の際のログオフやパスワード付きスクリーンセーバーの使用等必要な措置を講ずるものとする。

(業務の委託等)

第 16 条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者等の管理体制を定め、個人情報に関する秘密保持等の義務その他役職員と同様の責務を果たすよう、必要な措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第 17 条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員は、速やかに保護管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長並びに関係する理事等に速やかに報告する。

3 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第 18 条 理事長が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(点検)

第 19 条 役職員は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第 20 条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行い、その結果を保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 21 条 保有個人情報の適切な管理のための措置については、点検又は監査の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(雑則)

第 22 条 本規程のほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則

1 本規程は、令和 2 年 12 月 16 日より施行する。